

アスクラロ沼津 ホームスタジアムのあり方調査業務委託 契約候補者選定プロポーザル 参加要領

1 目的・趣旨

本市をホームタウンとする J 3 アスクラロ沼津は、J 2 への昇格を目指しながらホームスタジアム要件等の問題から J 2 ライセンス取得の目途が立っていない。アスクラロ沼津の昇格により今後一層の地域社会への好影響が期待されるものの、課題のクリアには静岡県東部全体での応援が必須となっている。

そのような中、平成 29 年度に静岡県東部地域の関係団体により発足した静岡県東部地域サッカースタジアム構想連絡会において静岡県東部地域の身の丈に合った新スタジアムの構想検討が進められているが、今後の進展を図るためには、建設スキームや建設コスト及び経営スキーム等のさらなる研究が必要という議論となっている。

このような経緯から、本市ではホームタウン支援の一環として、将来のスタジアム像や実現に至るスキーム、スタジアム経営を含んだスタジアムのあり方について調査を行うものである。

また、同連絡会においては静岡県東部地域の官民を問わないアスクラロ沼津の支援機運の醸成が不可欠であると認識されているものの、アスクラロ沼津が直面しているスタジアム問題のわかりにくさもあり、静岡県東部地域の企業や団体、住民に何がハードルとなっているのか等が理解されておらず機運醸成につながっていない現状がある。このような状況を打破していくため、本業務委託においてはその足掛かりとなる情報の整理や助言等も併せて実施する。

本業務は受託者の専門性や創意工夫により成果が左右される性質を有するため、受託者の選定については事業者提案による公募型プロポーザル方式を採用する。

2 業務の概要

(1) 業務名

アスクラロ沼津 ホームスタジアムのあり方調査業務委託

(2) 業務内容

別紙「公募仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和 2 年 3 月 31 日

(4) 提案・契約上限額

5,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 担当部署

沼津市産業振興部スポーツ交流推進課

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市産業振興部スポーツ交流推進課

〒410-8601 沼津市御幸町 16 番 1 号

担当 河本、清水

電話 055-934-4843

FAX 055-933-1412

E-mail sportskoryu@city.numazu.lg.jp

4 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加できる者の資格は以下のとおりとする。ただし、契約締結までの間においても、資格要件を欠く事実が判明又は生じた場合及び「12 参加者の失格」に該当する場合は、契約を見送ることがある。

参加資格

沼津市競争入札参加資格の認定を受けている者とする。

なお、次の各号のいずれかに該当する者は、参加資格を有しない。

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- 2 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- 3 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
- 4 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
- 5 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

5 スケジュール

No	内 容	期 間
1	公表	令和元年5月中旬 沼津市ホームページ掲載
2	質問受付・回答	令和元年5月27日(月) 質問受付期限 令和元年5月29日(水) までに回答公表
3	参加申込書提出(参加者)	令和元年6月3日(月) 期限
4	参加承認通知(市)	令和元年6月5日(水) (予定)
5	企画提案書等提出(参加者)	令和元年6月17日(月) 期限
6	選考会・書類選考日	令和元年6月19日(水) (予定)
7	選定結果の通知(市)	令和元年6月20日(木) (予定)
8	契約締結	令和元年6月28日(金) (予定)
9	契約期間	契約締結日から令和2年3月31日まで

6 説明会

本プロポーザルについて説明会は行わない。

7 質問受付・回答

(1) 質問方法

仕様書等の内容に関する質問は、電子メール(様式任意)により提出する。会社名、担当者名、電話番号、FAX 番号、メールアドレスを記載し、質問内容は箇条書きを心掛けること。質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、本プロポーザル参加手続き等についての質問は電話で受け付ける。

(2) 回答方法

質問者匿名にて市ホームページ上で回答を掲載する。

8 プロポーザル参加申込み

「3 問い合わせ・書類提出先」に提出期限までに以下の書類を持参または郵送により提出する。申込書提出後、参加を取りやめる場合には企画提案書提出期限までに辞退届(様式3)の提出をもって可能とする。

①参加申込書(様式1)

②実施体制調書(様式2)

9 プロポーザル参加承認通知

参加申込みがあった事業者について「4 プロポーザル参加資格」等の点から確認を行い、順次「5 スケジュール」に示す期限までに電子メールにて参加承認通知を送る。

この際、各参加者に参加者記号（アルファベット）を通知する。これ以降の提出書類には事業者名の代わりに参加者記号を記載するものがあるので注意すること。

10 企画提案書

「3 問い合わせ・書類提出先」に提出期限までに以下の書類を持参または郵送により提出する。企画提案書提出後の辞退は原則認めない。

(1) 提出書類

①企画提案書（様式自由）

- ・提案内容は、消費税及び地方消費税を含み「提案・契約上限額内」で実施するものとする。
- ・企画提案書には、公募仕様書の「調査項目」について、その調査方法の提案や提案者の強み等を盛り込む。
- ・企画提案書の表紙右肩に、参加承認通知時に割り振られた参加者記号（アルファベット）を記載する。
- ・業務実施にかかる見積額について企画提案書内にページを設ける。ただし合計金額と内訳（消費税及び地方消費税含む）のみとし事業者名の記載や押印はしない。
- ・企画提案書は、表紙含め 20 ページ以内とし、わかりやすい内容を心掛ける。

②業務工程表（様式自由）

参加承認通知時に割り振られた参加者記号（アルファベット）を右肩に記載する。

③類似業務実績表（様式4）

④業務履行体制図（様式自由）

配置予定者名を含み、連絡体制、管理体制等を記載し1枚で作成する。なおこの書類は事業者名を記載するものとする。

⑤業務実施見積書

企画提案書に含む見積額についての見積書（事業者名を記載し押印）とする。なお、調査項目間での労務比重は公募仕様書に記載のとおりであるが、見積書における調査項目間の金額配分は労務比重と必ずしも一致しなくてもよい。また、見積書には消費税及び地方消費税について増税を見込んだ額を含む総額を表示し、内訳に税額分を表示すること。

(2) 提出書類の規格

提出書類のうち①～③は7部提出し、④と⑤は2部提出する。なお、①～③は事業者名の他、ロゴマーク等は一切掲載しない。提出書類は、日本工業規格A4またはA3（A4サイズに折りたたむ）とするが、縦横の向きは問わない。

11 選考会

(1) 選考方法

アスクラロ沼津ホームスタジアムのあり方調査業務委託契約候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、参加者から提出された書類をもとに次の評価項目別に評価を行い、最高得点者を契約候補者として選定する。

(2) 評価項目

分類		評価項目		配点	合計点
調査方法	調査項目（1）	明確性	調査方法が目的に対し明確か	10	100※
	①建設スキーム	多角性	調査方法が多角的か	10	
	調査項目（1）	明確性	調査方法が目的に対し明確か	10	
	②経営スキーム	多角性	調査方法が多角的か	10	
実施手順		明確性	各調査の実施手順が明確か	10	
独自提案 または強み		有効性	独自提案や提案者の強みが調査目的達成に対し有効か	20	
経験実績		類似 業務	選定委員会認定実績数×5点 (最大30点)	30	

※合計得点が60点を超える者がいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

12 参加者の失格

参加者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (2) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき
- (3) 「4 プロポーザル参加資格」に定める参加要件を欠く事実が生じ、市長が失格の判断を行ったとき

13 結果の通知・公表

参加者には選定委員会終了後すみやかに電子メール等で結果の連絡を行うとともに、沼津市ホームページ上で参加者匿名のもと順位・得点を公表する。

14 契約締結・公表

契約に先立ち、提案内容から市と契約候補者の協議により契約用仕様書及び工程表を調製し、これをもってすみやかに契約を締結する。契約は「沼津市業務委託契約約款」を含むものとなるため、事前に市ホームページ掲載のものを確認しておくこと。

契約締結後には、市ホームページ上で契約者名・所在地・契約金額を公表する。

なお、何らかの理由で契約が締結できない事態となった場合は、次順位得点者と契約協議を行う。契約の取りやめによる損害について、市は責任を負わない。

15 支払い

市による委託業務完了確認後、適正な請求書の提出をもって一括払(完了払)とする。

16 その他

- (1) 本プロポーザル参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、情報公開請求等により説明を求められた場合には、市は提出書類の内容を説明に利用できるものとする。ただし、参加者のノウハウに係る部分は公開しない。
- (3) 本プロポーザルに関する提出書類及び契約書類においては、すべて沼津市競争入札参加資格申請において登録したとおりの記名・押印とする。営業所等に委任した上での登録となっている場合は受任者名での記名・押印となるので注意する。
- (4) 本業務の履行にあたってはこれまでの検討経緯等の理解が必須となるので、静岡県東部地域サッカースタジアム構想連絡会の議事録及び使用資料を沼津市ホームページ上で確認の上、本プロポーザルに参加すること。
(https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/office/ichiran/sangyo/sports/azul_stadium.htm、トップページ最下部のバナー「頑張れ！アスクラロ沼津」からもアクセス可)

17 参考資料

- ①公募仕様書
- ②様式1 参加申込書
- ③様式2 実施体制調書(参加申込書と併せて提出)
- ④様式3 辞退届
- ⑤様式4 類似業務実績表(企画提案書と併せて提出)